

鹿児島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.4E-1				1.9E+2		9.6E+1	290.3
2	アクリルアミド							1.4E-1	0.1
3	アクリル酸エチル							2.7E+2	266.3
4	アクリル酸及びその水溶性塩	7.6E+0						1.3E+0	8.9
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							2.7E+2	266.2
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	3.3E+0							3.3
8	アクリル酸メチル							2.7E+2	266.2
9	アクリロニトリル							2.3E+2	231.5
10	アクロレイン		5.2E+3					8.8E+2	6,127.8
11	アジ化ナトリウム	2.4E-1							0.2
12	アセトアルデヒド		3.1E+4					4.8E+3	36,255.1
13	アセトニトリル	1.2E+2						8.5E+2	969.6
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							1.3E-1	0.1
17	o-アニシジン								
18	アニリン							1.4E+0	1.4
20	2-アミノエタノール	6.9E+0			4.5E+4			9.6E+3	54,216.3
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					7.8E+2	8.2E+1		856.9
23	p-アミノフェノール							4.5E-2	0.0
24	m-アミノフェノール							2.1E-2	0.0
25	メトリブジン					7.9E+3			7,850.7
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							2.0E+0	2.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	2.4E+2			2.3E+5			2.0E+4	254,164.3
31	アンチモン及びその化合物	3.0E-1						2.6E+1	25.8
33	石綿								
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							6.5E+3	6,497.8
37	ビスフェノールA	3.4E+0						1.2E+0	4.7
40	ピフェナゼート					3.0E+2			300.0
41	フルトラニル					1.6E+3			1,646.0
46	キザロホップエチル					9.1E+1			91.0
47	ブタミホス					1.6E+3			1,576.0
48	E P N					5.0E+3			5,040.0
49	ペンディメタリン					9.6E+2			957.3
50	モリネート								
51	2-エチルヘキサノ酸							9.3E-4	0.0
52	アラニカルブ					4.0E+1			40.0
53	エチルベンゼン	6.1E+4	6.9E+4	6.5E+4				2.9E+4	224,344.1
54	ホスチアゼート					1.5E+4			15,052.5
56	エチレンオキシド	2.6E+2						1.6E+2	421.2
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	5.2E+2		2.1E+2				7.1E+1	809.4
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	9.9E+0						1.8E+1	27.9
59	エチレンジアミン							7.4E+1	74.2
60	エチレンジアミン四酢酸	1.1E+1			2.9E+2			4.7E+2	775.4
61	マンネブ					4.0E+3			3,950.0
62	マンコゼブ					2.8E+4			27,926.0
63	ジクアドジプロミド					1.2E+4			11,721.4
64	エトフェンブロックス					4.0E+3	1.9E+2		4,193.0
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					5.7E+1			57.1
71	塩化第二鉄	2.7E-2							0.0

鹿児島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							1.5E-1	0.2
75	カドミウム及びその化合物							3.7E-4	0.0
76	ϵ -カプロラクタム							1.1E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	7.9E+4	2.5E+5	9.2E+4				1.6E+5	577,539.7
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.4E+0						7.7E+0	9.2
83	クメン	7.5E+1						2.9E+2	361.2
84	グリオキサール							1.9E-1	0.2
85	グルタルアルデヒド	1.1E+1						1.6E+3	1,571.6
86	クレゾール							9.7E+1	96.9
87	クロム及び3価クロム化合物	5.2E-1						2.9E+0	3.4
88	6価クロム化合物	2.2E+0		1.7E+2					173.5
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					1.6E+3			1,619.3
91	シアナジン					5.8E+1			58.0
92	トルフェンピラド					8.1E+2			810.0
93	メトラクロール					4.0E+3			3,972.4
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					1.1E+3			1,135.0
96	ジフェノコナゾール					6.5E+1			65.2
98	クロロ酢酸							1.5E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチクロール					1.6E+3			1,626.9
101	アラクロール					6.0E+2			602.0
103	HCFC-142b							1.4E+4	13,745.6
104	HCFC-22							2.0E+5	198,865.5
108	メコプロップ					5.5E+2			545.8
113	シマジン					2.6E+2			257.0
114	インダノファン					7.0E+0			7.0
115	フェントラザミド					6.6E+2			659.5
116	ヘキシチアゾクス					1.0E+1			10.0
117	テブコナゾール					9.6E+2	1.3E+2		1,094.0
118	マイクロブタニル					6.2E+1			62.2
119	フェンブコナゾール					1.3E+2			132.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					1.3E+2			129.0
125	クロロベンゼン	3.0E+1						6.9E+2	716.0
126	CFC-115							8.5E+2	848.7
127	クロロホルム	2.4E+2						5.4E+2	784.4
132	コバルト及びその化合物	3.2E+0						2.2E+2	225.4
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	3.3E+2						3.4E-2	328.4
134	酢酸ビニル							3.7E+2	368.9
136	サリチルアルデヒド							9.6E-3	0.0
137	シアナミド					3.2E+1			32.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメトリン						1.2E+1		11.6
140	フェンプロパトリン					7.6E+1	1.5E+1		90.9
141	シモキサニル					7.7E+2			774.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	1.2E+1						3.0E+2	309.6
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							4.8E-2	0.0
146	ピリミホスメチル					3.7E+3			3,666.0
147	チオベンカルブ					7.3E+1			73.0
148	カフェンストロール					4.7E+2			467.3
150	1,4-ジオキサン	1.3E+1						5.5E+2	561.0

鹿児島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					4.2E+3			4,157.8
153	テトラメリン						3.8E+2		382.1
154	シクロヘキシルアミン							8.9E+0	8.9
157	1,2-ジクロロエタン	1.6E+1						1.6E+0	17.9
161	CFC-12							1.4E+4	13,566.8
162	プロピザミド					5.9E+2			586.0
164	HCFC-123							2.2E+3	2,236.2
168	イブロジオン								
169	ジウロン					3.8E+3		9.4E+0	3,774.4
170	テトラコナゾール					2.3E+1			23.2
171	プロピコナゾール					6.6E+1			66.0
172	オキサジクロメホン					4.2E+2			421.2
174	リニューロン					3.0E+2			300.0
175	2,4-D					1.3E+4			12,517.2
176	HCFC-141b							2.8E+4	27,845.6
178	1,2-ジクロロプロパン							1.6E+0	1.6
179	D-D					1.3E+6			1,281,222.3
181	ジクロロベンゼン						1.0E+3	1.5E+5	150,649.5
182	ピラゾキシフェン					5.0E+2			500.0
183	ピラゾレート					5.0E+3			4,968.0
184	ジクロベニル					2.5E+2			252.2
185	HCFC-225							2.7E+3	2,681.9
186	塩化メチレン	9.8E+3						1.6E+0	9,783.9
187	ジチアノン					1.1E+3			1,092.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							6.0E+1	60.1
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					3.6E+2			360.0
193	エチルチオメトン					4.7E+3			4,676.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					1.3E+3			1,287.0
196	メチダチオン					9.9E+3			9,912.0
197	マラソン					1.4E+3			1,424.5
198	ジメトエート					2.8E+2			278.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							5.7E-7	0.0
203	ジフェニルアミン							5.2E-3	0.0
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							1.6E+0	1.6
206	カルボスルファン					2.4E+3			2,367.2
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	2.5E+0					1.1E+1	6.1E+1	75.0
209	ジプロモクロロメタン							7.2E+2	717.7
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							5.9E+2	590.5
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					2.3E+3			2,302.5
213	N,N-ジメチルアセトアミド	5.6E+1						1.3E+2	183.2
216	N,N-ジメチルアニリン							6.4E-1	0.6
217	チオシクラム					5.0E+1			50.0
218	ジメチルアミン	1.5E+1						1.5E+0	16.7
221	ベンフラカルブ					1.1E+4			11,007.0
222	フェノチオカルブ					3.5E+1			35.0
224	N,N-ジメチルデシルアミン = N-オキシ	1.2E+1			2.0E+4			7.3E+1	20,036.8
225	トリクロロホン					7.6E+3	1.6E+1		7,624.2
227	バラコート					8.2E+3			8,240.0
229	チオファネートメチル					5.8E+3			5,814.1
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	6.8E+2							676.3
233	フェントエート					5.1E+2			505.0

鹿児島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					6.0E+1			60.0
237	水銀及びその化合物	2.1E+0							2.1
239	有機スズ化合物	2.0E-1							0.2
240	スチレン	1.6E+3	2.3E+4	8.9E-1				1.7E+3	26,593.0
242	セレン及びその化合物							1.8E-3	0.0
243	ダイオキシン類							4.9E+2	486.3
244	ダゾメット					9.0E+4			90,258.0
245	チオ尿素							6.8E+1	67.7
248	ダイアジノン					1.5E+4	1.3E+1		15,138.5
249	クロロピリホス					6.2E+3			6,194.0
250	イソキサチオン					1.3E+3			1,262.0
251	フェントロチオン					2.6E+4	9.3E+2		26,749.6
252	フェンチオン					4.5E+2	1.8E+2		626.6
253	プロフェノホス					4.0E+1			40.0
254	イプロベンホス								
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							9.6E-4	0.0
257	デカノール							6.1E+3	6,062.1
258	ヘキサメチレンテトラミン							9.4E+2	937.0
259	ジスルフィラム	2.7E+1							26.6
260	クロロタロニル					8.5E+3			8,495.0
261	フサライド					4.6E+3			4,569.0
262	テトラクロロエチレン	3.0E+3						1.7E-1	3,019.6
266	テフルトリン					4.1E+2			408.5
267	チオジカルブ					3.9E+2			394.5
268	チウラム	2.1E+1				8.0E+2			816.7
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	8.4E-2				9.6E+1		9.3E+1	189.3
273	n-ドデシルアルコール							1.5E+1	14.8
275	ドデシル硫酸ナトリウム	4.8E+1			3.4E+4			3.2E+3	37,403.9
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	5.0E+0						3.7E+1	42.2
278	トリエチレンテトラミン	5.3E-1							0.5
281	トリクロロエチレン	2.3E+3						1.1E-1	2,282.6
282	トリクロロ酢酸	1.1E+0						1.7E+1	17.9
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					3.8E+5			376,061.8
286	トリクロピル					5.9E+2			587.0
288	CFC-11							1.6E+4	15,999.9
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							4.6E+1	45.7
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					2.2E+3			2,214.4
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.6E+4	6.7E+2					1.7E+3	18,063.8
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7.8E+3	2.3E+4	2.5E+3				3.7E+3	37,462.9
298	トリレンジイソシアネート							6.4E-6	0.0
299	トルイジン							4.7E-5	0.0
300	トルエン	1.1E+5	3.9E+5	7.5E+4				3.7E+4	615,504.7
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	6.0E+0						3.8E+3	3,795.8
305	鉛化合物	1.1E+1		7.7E+2				5.1E-2	776.8
308	ニッケル							5.0E+1	50.1
309	ニッケル化合物	1.8E+0						4.8E+2	485.4
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							3.1E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

鹿児島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							2.6E+1	25.9
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					1.1E+1			10.5
325	オキシシン銅					1.0E+3			1,034.0
326	クロフェンチジン					4.0E+1			40.0
328	ジラム					3.0E+2			300.0
329	ポリカーバメート					1.7E+3		3.7E+3	5,439.8
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							2.9E-2	0.0
331	カズサホス					1.4E+3			1,425.0
332	砒素及びその無機化合物							3.2E-4	0.0
333	ヒドラジン	1.2E+1						1.1E+3	1,112.7
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							1.5E+0	1.5
336	ヒドロキノ	3.2E-1						6.8E+2	677.8
340	ビフェニル							2.1E+0	2.1
341	ビペラジン							7.9E+1	78.9
342	ピリジン							3.9E+1	39.1
343	カテコール							5.2E+0	5.2
346	2-フェニルフェノール							5.3E+2	532.1
348	フェニレンジアミン							3.5E-2	0.0
349	フェノール	4.8E+0						7.1E-1	5.5
350	ペルメトリン					2.1E+2	5.1E+2		722.0
351	1,3-ブタジエン		2.8E+4					1.7E+3	29,724.3
354	フタル酸ジ-n-ブチル	5.2E+1		7.5E+2				3.8E+1	841.2
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	3.5E+1		1.5E+1				7.7E+0	58.4
357	ブプロフェジン					3.1E+3			3,060.0
358	テブフェノジド					2.6E+2			263.0
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					1.7E+3			1,720.0
361	シハロホップブチル					1.2E+3			1,169.6
362	ジアフェンチウロン					1.7E+3			1,700.0
363	オキサジアゾン					2.6E+2			264.0
364	フェンピロキシメート					4.7E+1			47.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					2.6E+2			258.0
370	ピリダベン					4.7E+2			470.0
371	テブフェンピラド					2.0E+1			20.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1.2E+2							116.6
376	ブタクロール					4.4E+2			442.0
377	フラン								
378	プロピネブ					4.9E+2			490.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブromoジクロロメタン							4.9E+2	490.3
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					1.3E+2			127.1
384	1-ブromopropan							1.4E+1	13.9
385	2-ブromopropan								
386	臭化メチル					2.2E+4			21,881.8
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	1.0E+1			1.4E+3			8.7E+1	1,507.1
390	ヘキサメチレンジアミン							1.1E-2	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	4.8E+4	1.9E+3					2.2E+3	51,826.7
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物								

鹿児島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	2.2E+0							2.2
398	塩化ベンジル							4.8E-2	0.0
399	ベンズアルデヒド		7.7E+3					5.1E+2	8,202.0
400	ベンゼン	2.2E+3	1.1E+5					2.2E+4	134,498.5
402	メフェナセツ					1.5E+4			14,700.0
403	ベンゾフェノン							2.4E-2	0.0
405	ほう素化合物	3.4E+1					4.5E+1	1.9E+2	266.8
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	2.0E+3			5.5E+5			1.6E+4	564,771.9
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	1.4E+1			9.8E+3			1.8E+3	11,612.5
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	6.9E+1			5.4E+4			1.1E+4	64,608.3
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	2.2E+2			6.4E+3			1.1E+4	17,392.7
411	ホルムアルデヒド	1.1E+3	8.7E+4					7.2E+3	95,390.8
412	マンガン及びその化合物	6.2E-2						1.4E+0	1.5
413	無水フタル酸							4.2E-4	0.0
414	無水マレイン酸							7.5E-2	0.1
415	メタクリル酸	1.2E+0						1.4E+1	15.0
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							6.5E-8	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							3.6E-1	0.4
420	メタクリル酸メチル							1.1E+2	113.7
422	フェリムゾン					3.8E+3			3,813.0
423	メチルアミン							1.1E-2	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					3.1E+3			3,120.0
427	カルバリル					6.5E+3	2.0E+2		6,721.7
428	フェノブカルブ					5.5E+3	7.3E+2		6,274.9
429	ハロスルフロンメチル					8.8E+1			88.3
430	インドキサカルブ					1.5E+1			15.0
431	アゾキシストロビン					1.6E+3			1,575.5
432	アミトラズ					1.8E+2			180.0
433	カーバム					1.7E+3			1,700.0
434	オキサミル					5.1E+2			513.6
435	ピリミノバックメチル					6.1E+0			6.1
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	3.3E+3					7.6E+1	1.1E+3	4,473.2
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド							6.0E-1	0.6
442	メプロニル					7.5E+1			75.0
443	メソミル					2.5E+3			2,460.5
444	トリフロキシストロビン					5.9E+1			58.8
445	クレソキシムメチル					9.3E+2			932.6
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	3.5E+2							345.9
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					2.9E+2			290.0
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	2.3E+0						1.0E-2	2.3
453	モリブデン及びその化合物	1.2E+1						3.8E+2	389.3
455	モルホリン	7.1E+0						5.8E+1	64.8
456	りん化アルミニウム					3.9E+2			385.0
457	ジクロルボス						2.1E+3		2,096.3
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)								
460	りん酸トリトリル							1.8E-4	0.0

鹿児島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							4.2E+0	4.2
462	りん酸トリ-n-ブチル							8.5E-3	0.0
合 計		3.5E+5	1.0E+6	2.4E+5	9.5E+5	2.1E+6	6.7E+3	8.0E+5	5,455,326.1

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。